

## 事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業	
担当部局・課	主管部局・課	職業能力開発局総務課
	関係部局・課	

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	5	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること
施策目標	3	労働者の就業状況等に対応した多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図ること
	II	若年者の職業能力開発を推進すること

## (2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
<p>中小企業及び新規高卒予定者に対して「実践型人材養成システム」の普及を促すため、中小企業を会員とする地域の事業主団体等に対して、中小企業向け説明会の実施、訓練実施予定企業共通のモデルカリキュラムの開発、合同面接会の実施、合同導入教育の実施、合同評価試験の実施などを行う事業を委託する。</p> <p>※実践型人材養成システム</p> <p>企業が主体となって、企業における実習(OJT)と、教育訓練機関(①公共職業能力開発施設、②認定職業訓練校、③専修学校・各種学校等)における座学とを組み合わせることにより、若者に実践的な職業能力を習得させる制度。</p>				
予算概算要求額				(単位:百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	206

## (3) 問題分析

## ①現状分析

人口減少社会を迎え、団塊世代の大量引退が見込まれる中で、我が国産業を支えてきた熟練技能の喪失が懸念される一方、生産現場への若者の入職の減少が相まって、現場を支える人材の質量両面にわたる不足への対応が急務となっている。

このため、第164回通常国会で職業能力開発促進法の一部を改正し、新卒者の現場における育成を促進するため、「企業現場におけるOJT」と「教育訓練機関にお

ける座学」を組み合わせた「実践型人材養成システム」を法律上位置づけたところである。

## ②問題点

一方、「実践型人材養成システム」は事業主が職業能力の開発及び向上のために講ずる措置として新規の類型であるが、中小企業にとっては、以下のような課題がある。

- i 個々の中小企業の現場における受入れ可能数は少なく、単独で訓練を実施する場合には、座学の実施に困難を来すとともに、運営コストが著しくかかること
- ii OJTと座学の組合せ訓練を適切かつ有効に実施するノウハウ（例:座学機関の選定、カリキュラム作成、修了後の能力評価の実施等）を十分に有していないこと
- iii 業況の厳しさから、新卒者の採用や養成的な訓練を中断しているケースも多く、こうした場合、社内において指導員の配置、実習場の確保など訓練の実施体制を整えるのに困難を来すこと

## ③問題分析

②に掲げたような問題点を解決しなければ、中小企業において「実践型人材養成システム」の普及が進まず、所期の効果を発揮できなくなるおそれがある。

## ④事業の必要性

上記の課題に対応するために、事業主団体のネットワークや訓練実施企業のスケールメリットを活かす地域レベルの仕組みを構築する先導的モデルづくりを進め、その成果を全国の事業主団体に普及させることにより、②に掲げた問題点を解消することができ、「実践型人材養成システム」による訓練を実施することが容易となるため、本事業は、システムの普及・定着のためには必要不可欠である。

## (4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期						
アウトカム指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
企業における「実践型人材養成システム」の認知率						
(説明) 調査対象企業のうち、「実践型人材養成システム」を「知っている」と回答する企業の割合			(モニタリングの方法) 「能力開発基本調査」による。			
アウトカム指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
訓練生の訓練修了3ヵ月後におけるOJT実施企業への定着率						
(説明) 訓練修了後3ヶ月時点でOJT			(モニタリングの方法) 事業実施団体によ			

実施企業に引き続き勤務している訓練生の率	る調査による。				
参考指標（過去数年度の推移を含む）	H13	H14	H15	H16	H17
（説明）	（モニタリングの方法）				

## 2. 評価

### (1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
（理由） 本事業を行うことにより、我が国の産業経済の基盤を支える人材の確保・育成を図るとともに、実践的な資質を持った若者の将来にわたる雇用の安定等を目指すものであり、国が行うべき必要性の高い事業である。			
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
（理由） 本事業は、第164回通常国会で法律上新たに位置づけられた「実践型人材養成システム」を普及させるためのモデル事業として行うものであり、国が行うべきものである。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
（理由） 本事業は事業主団体に委託して実施するものであり、民間を積極的に活用するものである。			
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
（理由） いわゆる「2007年問題」を目前に控え、企業における「現場力」の低下が指摘される中、今後の我が国経済社会を担う若者を貴重な人材として育成することは喫緊の課題である。			

### (2) 有効性

政策効果が発現する経路
国から委託を受けた事業主団体が地域モデル事業を実施 → その成果を全国の事業主団体に普及 → 「実践型人材養成システム」の普及・定着
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
「実践型人材養成システム」の普及・定着により、我が国産業経済の基盤を支える人材の確保・育成、実践的な資質を持つ若者の将来にわたる雇用の安定等が見込まれる。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
特に無し

## (3) 効率性

手段の適正性	
<p>効率的、効果的な事業運営等の観点から、当該事業は、民間の事業主団体に委託して実施することとしており、また、委託先団体の選定については、外部有識者により構成される事業運営委員会（仮称）により、選定、評価を行うこととしていることから、手段として適正である。</p>	
費用と効果の関係に関する評価	
<p>1 (3) ②に記載したとおり、中小企業については、運営コストや訓練実施に関するノウハウなど訓練の実施に関して様々な課題があることから、中小企業に「実践型人材養成システム」を普及させるためには、こうした課題に対応した普及のための支援策を講ずる必要がある。</p> <p>こうした必要性にかんがみれば、中小企業を構成員とし、中小企業の状況に通じた事業協同組合や業界団体の地域支部のネットワーク等を活用して事業を実施することが効率的かつ効果的である。</p>	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(有の場合の整理の考え方)	

## (4) その他

特になし。
-------

## (5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成 1 9 年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
---

## 3. 特記事項

<p>①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p> <p>モデル事業の実施に当たり、外部有識者による事業運営委員会（仮称）を開催することとしており、委員会における各種審議の中で学識経験を有する者の知見を活用する予定。</p> <p>②各種政府決定との関係及び遵守状況</p> <p>平成 1 8 年 7 月 6 日、「経済成長戦略大綱」が公表され、「企業主体による座学と実習を組み合わせた訓練の仕組みの整備や熟練技能の継承に取り組むなどにより現場を支える人材の能力開発の拡充を図る。」と明記され、また、同月 7 日に閣議決定された「骨太方針 2 0 0 6」には「産学連携による実践的教育・訓練、(中略)を推進す</p>
--

る。」と明記された。

③総務省による行政評価・監視等の状況

—

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

「実習併用職業訓練について、事業主のニーズの的確な把握に努めるとともに、制度の実効性を確保するため、業界団体をはじめとする民間団体及び地方公共団体と連携を密にし、事業主、学校関係者等に十分な周知を図り、訓練に取り組む事業主を積極的に支援すること。」（平成18年5月11日 参議院厚生労働委員会）

「政府は実習併用職業訓練の周知、普及に努めるとともに、各種助成制度の活用等により、その促進を図ること。」（平成18年6月9日衆議院厚生労働委員会）

⑤会計検査院による指摘

—